○南三陸町野営場条例

平成１８年３月２２日

条例第１４号

改正　平成２１年３月１０日条例第２０号

南三陸町野営場条例（平成１７年南三陸町条例第１４３号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　野外活動の振興を図り、青少年の健全な心身の育成及び地域住民の福祉向上に資するため、野営場を設置する。

（名称及び位置）

第２条　野営場の名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 神割崎キャンプ場 | 南三陸町戸倉字寺浜地内 |

（指定管理者による管理）

第３条　町長は、指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、野営場の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第４条　指定管理者が行う野営場の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

（１）　野営場の利用許可に関する業務

（２）　野営場の施設及び設備の維持管理に関する業務

（３）　その他管理運営に関し、町長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第５条　指定管理者は、法令その他町長が定めるところに従い、野営場の管理を行わなければならない。

（野営場の休場日）

第６条　野営場の休場日は、１２月１日から翌年の３月３１日までの日とする。

２　指定管理者は、特に必要があると認めた場合は、町長の承認を得て、前項に規定する休場日を変更し、又は別に休場日を設けることができる。

（利用許可等）

第７条　野営場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。利用許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

２　指定管理者は、野営場を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

（１）　公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。

（２）　施設又は設備を亡失し、又は損傷するおそれがあるとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、野営場の設置の目的に反するとき。

（利用許可の取消し等）

第８条　指定管理者は、前条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、他の利用者に迷惑をかけ、又は野営場の施設を他の目的に利用したとき、その他野営場の管理上特に必要があると認めたときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

（利用の制限）

第９条　指定管理者は、指定管理者の指示に従わない者があるときは、野営場への入場を禁止し、又は野営場から退場を命ずることができる。

（利用料金）

第１０条　利用者は、指定管理者に対し、野営場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

２　利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

３　利用料金は、指定管理者の収入とする。

４　納入された利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、規則の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（利用料金の減免）

第１１条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める割合に応じて、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（１）　町の機関が利用する場合　１０割

（２）　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条に定める社会福祉事業を行う施設が利用する場合　１０割

（３）　身体障害者（身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）及びその介護者（身体障害者手帳に記載されている障害の等級が１級又は２級である身体障害者１人につき１人に限る。）が利用する場合　１０割

（４）　知的障害者（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条第１項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条第１項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者であると判定された者に対して交付される手帳を有する者をいう。以下同じ。）及びその介護者（知的障害者１人につき１人に限る。）が利用する場合　１０割

（５）　精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）及びその介護者（精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の等級が１級又は２級である精神障害者１人につき１人に限る。）が利用する場合　１０割

（６）　町内の幼稚園が教育活動のために利用する場合又は町内のスポーツ少年団が利用する場合　１０割

（７）　他の地方公共団体が主催して利用する場合　５割

（８）　高等学校又は町外の小学校若しくは中学校が児童生徒の教育活動のために利用する場合　５割

（９）　町の機関が共催又は後援して利用する場合　５割

（１０）　前各号に掲げる場合のほか、特別の事由があると認める場合　町長の承認を得て指定管理者が定める割合

（損害賠償）

第１２条　故意又は過失により野営場の施設を亡失し、又は損傷した者は、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年９月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の南三陸町野営場条例（以下「新条例」という。）第１０条第２項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

３　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の南三陸町野営場条例第３条第１項の許可を受けている者は、この条例の施行の際に新条例第７条第１項の許可を受けたものとみなす。

附　則（平成２１年条例第２０号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の南三陸町野営場条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第１０条関係）

入場料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 利用料金（１人につき） | |
| 一般（学生を含む。） | 高校生、中学生及び小学生並びにこれらに準ずる者 |
| １泊 | | ６００円 | ６００円 |
| 日帰り | | ３００円 | ２００円 |
| 団体（１０人以上） | １泊 | ４８０円 | ４８０円 |
| 日帰り | ２４０円 | １６０円 |

サイト利用料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | | 利用料金（１泊につき） |
| オートキャンプ場 | | １サイト | ３，０００円 |
| フリーサイト | | １張 | ３００円 |
| 団体（１０人以上） | オートキャンプ場 | １サイト | ２，４００円 |
| フリーサイト | １張 | ２４０円 |

キャビン利用料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | | 利用料金 |
| １泊 | | １棟 | ５，０００円 |
| 日帰り | | １棟 | ２，０００円 |
| 団体（１０人以上） | １泊 | １棟 | ４，０００円 |
| 日帰り | １棟 | １，６００円 |